

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

十勝川流域外河川の減災に関する取組方針
(案)

平成 30 年 2 月 27 日

十勝川外減災対策協議会

帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町新得町、清水町、
芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町幕別町、池田町、
豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、十勝総合振興局、
釧路地方气象台、帯広開発建設部、北海道警察釧路方面本部、
帯広警察署、池田警察署、本別警察署、新得警察署、広尾警察署、
陸上自衛隊第5旅団、とがち広域消防局、
日本放送協会帯広放送局、北海道旅客鉄道株式会社釧路支社、
北海道電力株式会社新得水力センター、
電源開発株式会社東日本支店上士幌電力所

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。

今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されている。

一方、十勝川水系においても、平成 23 年に音更川で堤防の一部が流出し、沿川住民に避難勧告等が発令された。

また、平成 28 年 8 月 17 日から 23 日の一週間の間に台風第 7 号、第 11 号、第 9 号が相次いで北海道に上陸し、足寄町では足寄川からの越水により氾濫が生じる等、十勝管内の随所で浸水被害があった。

さらに、8 月 29 日から前線を伴った降雨と台風第 10 号の接近により、**国管理の**十勝川水系全 21 基準観測所のうち、12 箇所を観測史上最も高い水位となり、札内川、音更川では直轄区間堤防の決壊、清水町のペケレベツ川、新得町のパンケ新得川では、橋梁の被災による鉄道、道路網の途絶や農地等への甚大な被害が発生した。

このような災害を繰り返さないために、十勝川の沿川市町村と十勝総合振興局、釧路地方気象台、帯広開発建設部は、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、平成 28 年 6 月 9 日に「十勝川減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。

また、平成 29 年度より、北海道が管轄する河川の沿川町村、自衛隊、警察、消防、放送局、鉄道、電力等の関係団体を加え、「十勝川外減災対策協議会」と改称することとした。

本協議会では、「施設では守り切れない大洪水は必ず発生する」との考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築するため、十勝川流域で想定される最大規模の洪水に対して「主体的な避難行動の促進」、「社会経済被害の最小化」を目標とし、平成 32 年度までに行う減災の取組方針をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年、協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

本取組方針は本協議会規約第 3 条第 2 項に基づきとりまとめたものである。

2. 協議会の構成員

協議会の参加機関及び構成員は、以下の通りである。

参加機関	構成員
帯広市	市長
音更町	町長
土幌町	町長
<u>上土幌町</u>	<u>町長</u>
<u>鹿追町</u>	<u>町長</u>
新得町	町長
清水町	町長
芽室町	町長
中札内村	村長
<u>更別村</u>	<u>村長</u>
<u>大樹町</u>	<u>町長</u>
<u>広尾町</u>	<u>町長</u>
池田町	町長
幕別町	町長
豊頃町	町長
本別町	町長
<u>足寄町</u>	<u>町長</u>
<u>陸別町</u>	<u>町長</u>
浦幌町	町長
十勝総合振興局	局長（副会長）
<u>十勝総合振興局</u>	<u>副局長</u>
釧路地方气象台	台長
帯広開発建設部	部長（会長）
<u>北海道警察釧路方面本部</u>	<u>警備課長</u>
<u>帯広警察署</u>	<u>署長</u>
<u>池田警察署</u>	<u>署長</u>
<u>本別警察署</u>	<u>署長</u>
<u>新得警察署</u>	<u>署長</u>
<u>広尾警察署</u>	<u>署長</u>
<u>陸上自衛隊第5旅団</u>	<u>司令部第3部長</u>
<u>とち広域消防局</u>	<u>局長</u>
日本放送協会帯広放送局	局長
<u>北海道旅客鉄道株式会社釧路支社</u>	<u>取締役釧路支社長</u>
<u>北海道電力株式会社新得水力センター</u>	<u>所長</u>
<u>電源開発株式会社東日本支店上土幌電力所</u>	<u>所長</u>

3. 対象とする河川

対対象とする河川は、以下の通りである。

機関名	対象河川名	関係市町村
帯広開発建設部	十勝川水系十勝川、音更川、札内川、利別川、浦幌十勝川、浦幌川、下頃辺川、戸蔦別川、然別川、帯広川、士幌川、途別川、猿別川、礼文内川、牛首別川、久保川、礼作別川、三線川、本別川、美里別川、売買川、美生川、十日川、十弗川、浦幌十勝導水路	帯広市、音更町、士幌町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、浦幌町
十勝総合振興局	十勝川水系十勝川、かかびら川、かかん川、浦幌川、十勝静内川、かへつ川、常室川、勢多来川、仁生川、川流布川、浦広む村川、旧かへつ川、上旅来川、安骨川、背負川、背負分線川、下牛首別川、礼文内川、旧利別川、コノ川、牛首別川、農野牛川、上農野牛川、久保川、造林沢川、山陰川、小川、育素多川、礼作別川、打内川、利別川、十弗川、姉別川、清見二線川、オツツ川、四線川、七線川、北九線川、十日川、小村川、高島十五線川、パンク川、ペンク川、三線川、跡見川、親牛別川、居辺川、ワッカソネツ川、押帯川、美蘭別川、欄辺川、和ナイ川、本別川、モツ川、美里別川、芽登川、ウツ川、旭ヶ丘川、キウツ川、む村川、ヌカ川、ヌカ一号沢川、和カビラベツ川、下ホカビラベツ川、ヒラベツ一号沢川、パンク仙美里川、ペンク仙美里川、足寄川、稲牛川、螺湾川、茂螺湾川、茂足寄川、佐野川、下ワツツ川、上ワツツ川、塩幌川、ペンクゴシ川、大誉地川、ペンククベツ川、斗満川、ホントマム川、陸別川、清水川、宇遠別川、勲禰別川、陸別熊の	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町

	<u>沢川、上統内川、新川、明新川、猿別川、旧途別川、稲士別川、須田川、茂発谷川、恩根内川、糠内川、牧場川、サラベツ川、サツシャルベツ川、イラタキ川、新オシツップ川、途別川、千住川、古舞川、メソ川、土幌川、長流枝内川、伊忽保川、サクシヨルベツ川、共成川、北開川、札内川、売買川、機関庫の川、第二売買川、売買川分水路、ヌップク川、杵ネ川、戸蔦別川、岩内川、南岩内川、北岩内二の沢川、ウエダ川、ヒリネツ川、ヒリカヘヌ沢川、恵津美川、ヌナイ川、帯広川、旧帯広川、ウツベツ川、柏林台川、第二柏林台川、イナイ川、新帯広川、雄馬別川、音更川、鈴蘭川、第二鈴蘭川、エト川、ウツップ川、ナイタイ川、糠平川、幌加川、滝の沢川、幽雲川、伏古別川、伏古川、然別川、鎮鍊川、ハギノ川、万年川、パンケチン川、ホンパンケソ川、パンケチン川、瓜幕川、パンケビバウソ川、上和ナイ川、オウシユ川、シイカリベツ川、シフサビバウソ川、西士狩川、美蔓川、美生川、ニナイ川、トヤマ川、ヒパロ川、奥の沢川、美馬牛川、ヒウカ川、吉井川、芽室川、御影川、渋山川、パンケ和ナイ川、久山川、イノ川、豊郷川、林オップ川、佐幌川、小林川、ヘケレベツ川、ナイ川、金平川、イシマクシベツ川、パンケオタイ川、パンケオタイ川、広内川、パンケ新得川、九号川、清水ビバウソ川、パンケニコ川、パンケニコ川、パンケナイ川、オウシ川、ヒシカチナイ川、ニベツ川、トムラウソ川、ホントムラウソ川、ユウトムラウソ川、カムイサンケナイ川、ヌポントムラウソ川、東沢川、トカウシベツ川、オウダシ川、クヤ川</u>	
<u>十勝総合振興局</u>	<u>厚内川水系厚内川</u>	<u>浦幌町</u>
<u>十勝総合振興局</u>	<u>長節川水系長節川</u>	<u>豊頃町</u>
<u>十勝総合振興局</u>	<u>湧洞川水系湧洞川</u>	<u>豊頃町</u>

<u>十勝総合振興局</u>	<u>生花苗川水系生花苗川、キモントウ川、一の沢川</u>	<u>大樹町</u>
<u>十勝総合振興局</u>	<u>当縁川水系当縁川、忠類幌内川</u>	<u>大樹町、幕別町</u>
<u>十勝総合振興局</u>	<u>歴舟川水系歴舟川、振別川、東川、歴舟中の川、ヌビナイ川</u>	<u>大樹町</u>
<u>十勝総合振興局</u>	<u>紋別川水系紋別川</u>	<u>大樹町、広尾町</u>
<u>十勝総合振興局</u>	<u>豊似川水系豊似川</u>	<u>広尾町</u>
<u>十勝総合振興局</u>	<u>楽古川水系楽古川</u>	<u>広尾町</u>
<u>十勝総合振興局</u>	<u>広尾川水系広尾川、西広尾川</u>	<u>広尾町</u>
<u>十勝総合振興局</u>	<u>直別川水系直別川</u>	<u>浦幌町</u>

4. 十勝川の概要

■地形的特徴

十勝川は流域の形状が扇状で、流域内の支川が集中して十勝川に合流する特徴がある。特に音更川・札内川が合流する帯広圏は洪水が集まりやすく、堤防が決壊した場合、都市機能等へ甚大な被害が発生する可能性がある。

十勝川上流部、音更川、札内川は、勾配が急であり洪水時には高速な流れが発生するおそれがあることから、洪水時には河岸の侵食や洗掘等が発生し、水位が低くても被害が発生する可能性がある。

十勝川下流域は、河川の高い水位が長時間続くことから、内水氾濫による浸水発生頻度が高く、氾濫により農地などの低平地のほとんどが浸水し、かつ浸水継続時間が長期に及ぶ。

■過去の被害状況

大正8年から13年にかけて洪水が頻発し、中でも大正11年8月洪水では、西帯広から大津にかけての河川沿いの平地が一面にわたって浸水するなどの大被害を受けた。この洪水を契機に治水計画を策定し本格的な治水事業に着手した。

昭和37年8月洪水は、台風第9号により上流域を中心に流域全体で強い降雨があったことから発生した。当時は堤防の整備が進んでいなかったことから、流域全体で外水被害が発生し、特に中下流域で甚大な被害となった。流域全体の氾濫面積は40,768ha、被害家屋は3,793戸であった。

昭和47年9月洪水は、台風第20号による大雨で、各地で河川の決壊、道路・鉄道の寸断が多発した。なかでもJR根室本線は10日間以上不通となり、十勝地方の物流に大きな影響を与えた。

昭和56年8月洪水は、台風第12号と停滞前線の活発化により、上流域で記録的な強い降雨があったことから発生した。十勝川等は堤防の整備が進んでいたことから、上流部の支川を中心に浸水被害が発生した。流域全体の氾濫面積は7,017ha、被害家屋は355戸であった。また、堤防の整備が進んだことに伴い内水被害が発生し、氾濫面積のうち4,673haが内水氾濫によるものであった。

昭和63年11月洪水は、発達した低気圧により下流域を中心に強い降雨があったことから発生した。十勝川下流域を中心に浸水被害が発生し、特に浦幌十勝川流域で大きな浸水被害が発生した。流域全体の氾濫面積は366ha、被害家屋は279戸であった。

平成23年9月洪水は、台風第12号や熱帯低気圧周辺の暖湿気が北日本へ流入し、前線の活動を活発化し、ぬかびら源泉郷雨量観測所における9月1日から7日にかけての総雨量は、432.5mmが記録された。音更川の堤防の一部が流出し、沿川住民に避難勧告等が発令された。

平成28年8月洪水は、17日から23日にかけて台風第7号、第11号、第9号が北海

道に上陸し、ぬかびら源泉郷雨量観測所における17日から23日にかけての総雨量は480.5mmが記録されたほか、管内の多くの雨量観測所で8月の降水量が観測開始からの最大値を大きく更新した。足寄町では、足寄川の越流による氾濫が発生し、被害家屋は延べ61戸であった。

さらに、1週間後の8月29日から前線に伴う降雨と台風第10号の接近により、札内川ダム雨量観測所における30日から31日にかけての総雨量は507mmが記録され、直轄区間の12箇所の水位観測所において既往最高水位が記録された。札内川、音更川では直轄区間の堤防が決壊、札内川では氾濫により約50haが浸水した。新得町のパンケ新得川に架かるJR根室本線の鉄道橋が被災を受け3ヶ月以上不通となり道東の物流に大きな影響を与えた。清水町では、全半壊家屋14戸、橋梁被害7箇所、浸水面積150ha、芽室町では町内を流れる芽室川の堤防決壊などにより、床上浸水47戸、浸水面積250ha、新得町では家屋半壊7戸、家屋流出2戸という非常に大きな被害が発生した。また、国道・道道の通行止めやJR根室本線の不通が相次いだほか、芽室町を流れる芽室川の増水により缶詰工場が被災を受け操業停止となり、原材料の生産者や全国の消費者へ影響を与えた。流域全体の被害家屋は447戸であった。

■河川改修の状況

- ・本格的な治水事業は、大正11年8月洪水を契機として実施。
- ・翌大正12年に、第1期拓殖計画の一環として治水計画を決定し、築堤、新水路掘削、護岸工事等に着手。
- ・昭和2年からは第2期拓殖計画等により、昭和12年に通水した統内新水路、売買川・牛首別川等の支川切替を実施。
- ・その後、昭和57年に浦幌十勝川の河口閉塞対策を目的として浦幌十勝導水路を完成させたことに伴い、浦幌十勝川を十勝川水系に編入。
- ・昭和59年に十勝ダム、平成10年に木野引堤事業、平成11年に札内川ダム、平成19年に千代田新水路事業、平成26年には下流の軟弱地盤地帯における堤防の安定性を高める緩傾斜の堤防（丘陵堤）整備を完成させた。現在は、平成22年9月に策定された「十勝川水系河川整備計画※」に基づき、堤防整備、河道掘削、護岸工事、内水対策等を進めている。
- ・十勝川本川の整備に合わせるように、北海道管理河川においても、河川の改修による整備を進めており、現在は十勝川水系の河川については、管内を3区域に分割し、平成24年2月に策定された十勝川右岸圏域河川整備計画、十勝川左岸圏域河川整備計画、十勝川上流圏域河川整備計画（策定中）に基づき、河道掘削、護岸工事等を進めている。
- ・また、平成28年8月の大きな被害を受けたペケレベツ川、パンケ新得川は災害復旧助成事業、芽室川は河川等災害関連事業として平成29年度より復旧工事に着手している。

※十勝川水系河川整備計画は平成25年6月に一部変更

■十勝川流域の社会経済等の状況

十勝川流域は、帯広市をはじめとする1市14町2村からなり、その市町村人口は約33万人である（平成22年国勢調査）。帯広市は、広大な十勝平野のほぼ中央に位置し、道東地域の社会・経済・文化の拠点となっている。帯広市を中心とした帯広圏は、近年、十勝川、音更川、札内川と平行する国道沿いに市街地が拡大している。また、帯広市周辺に広がる十勝平野では、小麦、甜菜、馬鈴薯、小豆、いんげん等の畑作、酪農・畜産を中心とした大規模な農業が営まれ、さらにこれらを加工する食料品製造業が盛んであり、国内有数の食料供給地となっている。また、十勝川下流域、利別川流域及び浦幌十勝川流域を中心に林業が盛んな地域が広がっている。

十勝川流域には、JR根室本線、国道38号、236号、241号、242号、273号、274号に加え、現在、北海道横断自動車道（道東自動車道）や帯広・広尾自動車道等が整備されている。また、流域には十勝地域の空の玄関口であるとかち帯広空港や、流域の近郊には物流の拠点である十勝港がある。このように、十勝川流域には、道東地域と国内各地及び道内各地を結ぶ主要交通網が集まっている。

■十勝川流域の主な課題

【市町村が抱える主な課題】

- 長期間にわたり氾濫が無かったことから、住民のほとんどが基本的に水害は発生しないことを前提とした意識であった。平成28年8月洪水では氾濫の危険性が高まり避難勧告を出したが、避難率が低かったことから、避難率を上げるための方策が必要。
- 平成28年8月洪水では真夜中に避難勧告等の発令を行ったため、住民への情報提供が不十分であり、伝わっていないことが分かった。また、夜間の避難行動も住民に危険が及ぶ結果となった。避難勧告等の発令判断基準の見直しや確実な情報提供手法の検討が必要。
- 中小河川においては水位計が設置されていない河川があり、避難勧告等の判断基準となる情報の収集が困難であったことから、水位等把握手段の検討が必要。
- 高齢者が多くなってきている現状を踏まえると、自主避難自体が困難となっており、自主防災組織の創設に加え、高齢者のことも考慮した避難体制を構築するなど、人命をいかに守るかといった検討が必要。
- 避難勧告等の発令判断の基準となる上流部にある利水ダムからの放流による水位上昇量、到達時間等について、予測シミュレーションを行うことができないことから、ダム放流による水位予測システムの改良及び下流自治体への情報共有体制の構築が必要。
- 下流域に位置する自治体では、河川の高い水位が長時間続くことにより、内水が排除できずに畑が何日も冠水してしまうため、農作物が収穫できず、市場への影響が懸念されることから、内水排除の効率化に向けた検討が必要。

【浸水時の社会的影響に関する主な課題】

○浸水想定区域内に災害対応を実施する公的機関の庁舎等が点在していることから、浸水時に各機関の機能喪失に伴う防災力の低下が懸念される。

（浸水想定区域内の公的施設）

帯広開発建設部、帯広河川事務所、池田河川事務所、十勝総合振興局、帯広測候所、帯広市役所、音更町役場、池田町役場、本別町役場、中札内村役場、帯広消防署、帯広警察署、音更消防署、池田消防署、池田警察署、豊頃消防署

○帯広都市圏の主要な病院が浸水想定区域内にあることから、浸水時には病院機能の低下や入院患者等の搬出経路確保が困難となる。

○浸水想定区域内に変電所が多く設置されており、浸水により周辺への電力供給が停止するおそれがあり、復旧活動への影響や避難所等での生活に支障を及ぼす可能性がある。

○十勝川の浸水想定区域内にある一般廃棄物中間処理施設は、十勝管内の市町村（帯広市・音更町・芽室町・中札内村・更別村・幕別町・池田町・豊頃町・浦幌町）が収集したごみ（一般廃棄物）と自己搬入ごみを受け入れており、浸水した場合には搬入経路の途絶や施設の処理機能の停止が想定され、廃棄物の処理が困難となる。

○十勝川の浸水想定区域内には、大規模な農畜産物の加工工場、農業協同組合事務所等が点在しており、平成 28 年 8 月洪水では農産物の缶詰工場（全国シェア 80%を占める）が被災を受けて、原材料の廃棄や缶詰の製造休止となり、生産者や全国の消費者へ影響が出た。また、浸水だけではなく、農地の土壌そのものが流出し、その影響は長期に及んでいる。

○平成 28 年 8 月洪水により橋梁が被災を受けて、鉄道、道路網が長期間途絶となり、人員輸送、物流に多大な影響が出たことから、防災体制強化に向けた取組を推進する必要がある。

5. 2級水系の概要

■ 2級河川の地形的特徴

十勝総合振興局管内で北海道が管理する2級水系の河川は、11水系19河川あり、いずれも管内南部に位置するが、広尾町から浦幌町まで広範囲に位置するため、地形的特徴は、十勝川の左右岸ならびに町毎にその特徴が異なる。

十勝川右岸側では、広尾町に位置する河川は、その源を日高山脈に発し、急峻な山間を抜け、海岸沿いの平野部で集落に達し太平洋に注ぐが、南部に位置する河川ほどその平野部分は短い。

大樹町を流れる管内最大の2級河川歴舟川水系は、その源を日高連峰の標高1600mを超える山麓にその源を発し、非常に急峻な溪谷から、ゆったりとした平野部で大樹町市街を通り、振別川と合流し太平洋に注ぐ。環境省の水質調査により、幾度も「日本一の清流」と認められ、平成8年には国土交通省から「水の郷百選」にも選ばれている。

歴舟川から十勝川にかけては、その源を豊頃丘陵に発し、ゆったりとした流れで、下流部には、汽水湖や沼、湿地を形成、周囲は海岸草原群落に囲まれた緑豊かな環境で、タンチョウをはじめ数多くの野鳥が確認され、道内有数の野鳥の生息地となっている。

十勝川左岸側、浦幌町を流れる厚内川は、釧路との境を成す白糠丘陵にその源を発し、山間の平地を大きく蛇行しながら流下し、厚内漁港付近で太平洋に注いでいる。

管内の2級河川における全体的な特徴としては、山地部の急峻な流れから平野部へと繋がる河川が多く、降雨開始から洪水到達までの時間が短く、平野部でその氾濫が一気に拡がりやすい地形である。

■ 2級河川流域の過去の被害状況

大樹町市街地においては、昭和39年の集中豪雨で浸水面積13.7ha、昭和47年9月の台風20号により、浸水面積8.3ha、浸水家屋37戸という大きな被害となった。

昭和50年8月洪水では、当縁川流域において、浸水面積16.2ha、浸水家屋12戸という被害が発生している。

近年では、紋別川流域で、平成5年6月の豪雨では浸水面積0.2ha、浸水家屋7戸、平成10年9月の豪雨および台風5号では浸水面積0.4ha、浸水家屋26戸を数える大きな被害が発生。また、生花苗川流域では、平成19年9月の台風5号により、浸水面積14.3ha、浸水家屋2戸という被害が発生している。

■ 2級河川流域の河川改修状況

河川毎に以下のような整備が実施されている。 ※（ ）は実施年度と改修延長

・西広尾川 …… 局部改良工事（昭和43～45年、L=1.2km）

・紋別川 …… 小規模改修工事（①昭和35～46年、L=9.1km、②昭和41～53年、L=2.9km、③昭和61～平成6年、L=5.5km）

- ・ 歴舟川 ……小規模改修工事（昭和 48～57 年、L=1.725km）、環境整備事業（平成 4～14 年、L=1.725km）
- ・ 振別川 ……小規模改修工事（①昭和 41～49 年、L=2.3km、②昭和 50～59 年、L=2.2km）
- ・ 当縁川 ……局部改良工事（①昭和 43～52 年、L=2.5km、②昭和 53～61 年、L=3.8km、③昭和 59～平成 2 年、L=2.8km、④平成 5～12 年、L=3.2km）
- ・ 湧洞川 ……小規模改修工事（昭和 39～48 年、L=5.9km）

■ 2 級河川流域の社会経済等の状況

2 級河川の流域は、大樹町、広尾町、幕別町、豊頃町、浦幌町の 5 町からなり、その人口は約 5 万人である。（平成 22 年国勢調査）。

大樹町は、十勝管内の南に位置し、東は太平洋、西は日高山脈に接し、中央部は広大な十勝平野が広がり、農業を中心に漁業、林業を基幹産業として発展してきており、また、1980 年代に「航空宇宙産業基地」の候補地とされて以来、官民一体となって「宇宙のまちづくり」を進めている。

広尾町は、十勝管内の最南端に位置し、漁業を中心に農林業を基幹産業として発展、昭和 59 年にオスロ市から国外初のサンタランドの認定を受け、「愛と平和、感謝と奉仕」を基本理念にサンタランドにふさわしい町づくりに取り組んでいる。

幕別町は、十勝管内の中・南部に位置し、南北に細長い地形をなしている。平成 18 年に旧忠類村と合併を行い、新しいまちづくりがスタート、町の基幹産業である農業は、幕別地区では畑作物や野菜生産を主体とし、忠類地区では酪農を主体とするなど道内有数の農業主産地である。パークゴルフ発祥の地でもある。

豊頃町は、十勝管内東南端に位置し、農業と漁業を基幹産業としている。長節湖や湧洞湖などの汽水湖では、その周辺にハマナス、コケモモをはじめとする海岸草原群落が拡がり、夏にはキャンプやマリンスポーツが行われている。

浦幌町は、十勝管内最東部に位置し、緩やかな丘陵地と河岸段丘からなる。山林が町面積の 7 割を占め、農業、林業、水産業と一次産業を基幹産業としている。縄文早期の石刃鍬文化の遺跡をはじめ擦文集落跡やチャシ跡などの文化財が多く残る。

交通は、国道 38 号、国道 336 号、根室本線などがあり、日高地方と道東、帯広と釧路を結ぶ交通の要衝である。また、広尾町に位置する十勝港は、農業王国十勝における唯一の海の玄関口として、農作物の首都圏へ積出や化学肥料・飼料・セメント・石炭などの受け入れを行う流通拠点として重要な役割を担っている。

■ 2 級河川流域の主な課題

○ 点在する集落が広範囲にわたり浸水

海沿いに点在する集落を流れる河川は、急峻な山間を流下し下流で市街地に達するため、急激な水位上昇による避難の遅れが想定されることに加え、氾濫した場合には浸水域が短時間で住居エリアへ拡大し、避難が困難となる浸水深に達するおそれがあるた

め、的確な水防活動による安全な避難場所への避難時間の確保や自発的な避難行動を促すための取組、確実かつ適切なタイミングでの避難情報を伝達することが重要である。また、避難経路となる主要道路の交通が遮断された場合を想定し、避難場所、移動経路について複数確保することが重要となる。

○ 浸水による主要交通網の途絶

流域の低平地での浸水被害が発生することにより、主要道路の交通途絶が発生し、避難が困難になるとともに、負傷者の災害時拠点病院への搬送や周辺市町村からの支援受入に時間を要するおそれがあることから、確実な避難情報の伝達と適切な避難経路・避難場所を設定することに加え、効率的な排水計画の検討や迅速・的確な排水活動を実施することが重要である。

○ 氾濫による基幹産業への影響

河川沿いの浸水が想定される低平地には、点在する集落のほか地域の基幹農業を支える水田地帯が広がることから、基幹産業の社会経済活動の早期復旧にも考慮した、効率的な排水計画の検討や迅速・的確な排水活動を実施することが重要である。

○ 水防資材の備蓄

海沿いの集落では、洪水により国道などの交通途絶が発生すると陸の孤島と化す懸念があるため、近隣町村との連携を含め、水防資材・食料等の備蓄が必要である。

これらの課題に対して、協議会では十勝川を含めた管内河川の大規模水害に対し「主体的な避難行動の促進」、「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。

- ハード対策として、洪水氾濫を未然に防ぐための堤防整備や河道掘削の実施、迅速・確実な避難に資するための堤防天端の保護・堤防裏法尻の補強や、情報発信のための基盤整備等
- ソフト対策として、迅速・確実な避難に資するための避難勧告等の判断・伝達計画作成や実践的な訓練の実施、防災教育や広報の充実、水防団・地域住民が参加した共同点検、大規模水害を想定した排水計画の作成等

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

6. 現状の取組状況と課題

(1) 十勝川流域での現状の取組状況

十勝川流域における減災対策について、各構成員が現在実施している取組の概要は以下のとおりである。(別紙1参照)

1) 情報伝達、避難計画等に関する現状の取組

項目	現状の取組
洪水時における河川管理者等からの情報提供等の内容及びタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告の発令の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を実施している。(帯広開建、釧路地方気象台、<u>十勝総合振興局</u>、NHK) ○重大災害が発生の恐れがある場合には、帯広開発建設部、<u>十勝総合振興局</u>から市町村長に情報伝達(ホットライン)をしている。(帯広開建、<u>十勝総合振興局</u>、市町村) ○避難勧告などの避難情報を緊急速報メールにて提供することとしている。(市町村) ○<u>避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)を作成する。(帯広開建、十勝総合振興局、市町村)</u> ○<u>ダム状況を自治体などに連絡している。(北電、電源開発)</u> ○<u>氾濫危険情報の発表等をインターネットや自治体等から入手している。(JR)</u> ○<u>防災関係機関と情報共有している。(警察)</u>
水害リスク情報	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水浸水想定区域図を公表し、市町村長に通知している。(帯広開建、<u>十勝総合振興局</u>) ○<u>ハザードマップの作成公表、配布を実施している。(市町村)</u> ○<u>防災関係機関と情報共有している。(警察)</u>
避難場所・避難経路	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、住民に配布するとともに、ホームページにおいて公表している。(市町村) ○<u>緊急時は、自治体HP及び自治体に直接、状況確認をしている。(JR)</u> ○<u>防災関係機関と情報共有している。(警察)</u>

<p>住民等への情報伝達の体制や方法</p>	<p>○河川水位、洪水予報及びライブ映像等の情報をホームページやテレビ等を通じて伝達している。(帯広開建、NHK)</p> <p>○気象警報・注意報及び洪水予報等の情報をホームページやテレビを通じて伝達している。(釧路地方気象台)</p> <p><u>○パトカー、消防車両等による広報を実施している。(警察、消防)</u></p> <p><u>○雨量、河川水位、ダム情報をインターネットで公表している。(十勝総合振興局)</u></p> <p>○防災無線及び広報車による伝達、ホームページ、FaceBook、独自メール(登録制の防災情報メール)を導入している。(市町村)</p> <p><u>○ダム水位等を川の防災情報に掲載している。(電源開発)</u></p>
<p>避難勧告等の発令基準</p>	<p>○各市町村が行う避難勧告等の発令基準等の策定や見直しについて、支援を行っている。(帯広開建、十勝総合振興局)</p> <p>○避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。(市町村)</p> <p><u>○防災関係機関と情報共有している。(警察)</u></p>
<p>避難誘導體制</p>	<p>○避難誘導は、地域防災計画に基づき、市町村職員、消防団、及び警察官等が連携して実施する。(市町村、<u>消防、警察</u>)</p>

2) 水防に関する現状の取組

項目	現状の取組
<p>河川巡視</p>	<p>○平時に水防活動の効率化を図るため、関係機関と水害リスクの高い箇所合同巡視を実施している。(帯広開建、市町村)</p>
<p>水防資機材の整備状況</p>	<p>○水防資機材は水防拠点、防災資機材備蓄センター、備蓄倉庫等に保有している。(帯広開建、十勝総合振興局、市町村、<u>警察、自衛隊、消防、北電、電源開発</u>)</p>
<p>水防活動の実施体制</p>	<p>○災害発生時に地域で相互に協力できるよう、<u>関係機関や水防団</u>において訓練を実施。(帯広開建、十勝総合振興局、市町村、<u>警察、自衛隊、消防</u>)</p> <p>○自主防災組織の育成。(市町村)</p> <p><u>○救援資材の使用要領習熟のための訓練を実施(自衛隊)</u></p>
<p>その他</p>	<p>○関係団体や民間企業と防災に関する協定を締結している。(市町村、<u>警察</u>)</p>

3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する現状の取組

項目	現状の取組
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>○水防体制強化のため、水防資機材を活用し、関係機関と連携した水防訓練を実施している。(帯広開建、市町村)</p> <p>○樋門の操作点検を出水期前に実施している。(帯広開建、<u>十勝総合振興局</u>、市町村)</p>
既存ダムにおける洪水調節の現状	<p>○ダム流域内総雨量とダム流入量が基準に達した場合、洪水警戒体制に入り、ダム下流の関係機関に対して「洪水警戒体制」を通知している。(帯広開建)</p> <p>○ダム操作情報の通知を受取した際、速やかに関係防災機関へ通知をしている。(十勝総合振興局、<u>町</u>)</p> <p><u>○ダム状況、放流状況を自治体に通知している。(北電)</u></p> <p><u>○ダム状況、気象予測を基に判断して貯水容量を確保している。(電源開発)</u></p>

4) 河川管理施設の整備に関する現状の取組

項目	現状の取組
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	<p>○計画に満たない堤防に対し、整備を実施している。(帯広開建)</p> <p>○流下能力が不足している河道に対し、断面を確保するため、河道掘削を推進している。(帯広開建、<u>十勝総合振興局</u>)</p> <p><u>○平成28年8月洪水で被害を受けた河川を中心に、ハード・ソフトが一体となった緊急的な治水対策「北海道緊急治水対策プロジェクト」を実施。(帯広開建、十勝総合振興局)</u></p> <p><u>○「中小河川緊急治水対策プロジェクト」に基づき再度の氾濫発生の危険性箇所を河道掘削を行っている。(十勝総合振興局)</u></p>
出水状況把握のための整備	<p>○危険箇所への簡易水位計、CCTVカメラの整備を実施している。(帯広開建)</p> <p><u>○「中小河川緊急治水対策プロジェクト」に基づき危機管理型水位計設置を行っている。(十勝総合振興局)</u></p> <p><u>○監視カメラ機能向上を実施している。(北電)</u></p>

※北海道緊急治水対策プロジェクト・・・平成28年8月17日から31日までの道東を中心とした記録的な大雨により、大きな被害を受けた河川を中心に、関係機関が連携して、ハード・ソフトが一体となった緊急的な治水対策を実施。ハード対策については、国・北海道管理河川合

わせて約 700 箇所において、平成 28 年度から平成 31 年度を目途に緊急的、集中的に進めるとともに、ソフト対策については、住民の避難を促すソフト対策を関係機関と連携して実施。

※中小河川緊急治水対策プロジェクト・・・平成 29 年 7 月の九州北部豪雨などを踏まえて、国土交通省は、都道府県と連携して全国の中小河川の緊急点検を実施。度重なる浸水被害の発生、水位把握の困難等が点検結果で確認されたため、ハード、ソフト対策を重点的に実施。

（２）十勝川流域での課題

市町村等が過去の洪水経験や近年の北海道の気候変動の影響等から考えられる減災対策を実施するうえで、十勝川流域での課題や浸水時の社会的影響に関する課題は以下のとおりである。

※各項目の課題番号は、後述の「8. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

1) 市町村等が抱える課題

【避難行動に関する事項】

- ①防災情報をあらゆる手段で配信したとしても、受け手側の住民の防災意識が低いことから、防災情報の意味が理解されず、避難場所も知らないことから避難行動に繋がらない
- ②高齢者が多くなってきている現状を踏まえ、自力で避難行動ができない住民に対する避難体制の構築が急務となっている
- ③避難しても自宅に戻ってしまうため、住民の意識向上に向けた取組が必要
- ④避難所開設・運営について、職員の数、習熟度の差、避難所運営に関するマニュアルの未整備など課題が多く浮き彫りになった
- ⑤他の市町村で堤防が決壊した場合の想定を地域防災計画に位置づけていない

【防災情報提供に関する事項】

- ⑥大雨時には防災無線や広報車での情報伝達が聞き取りづらい現状があることから、防災情報が住民に届かず的確な避難行動に結びついていない
- ⑦ハザードマップに記載している避難経路については、津波浸水を想定した避難経路の指定は行っているが、洪水等による避難経路の選定は行っていないため、洪水時に迅速な避難ができない懸念がある
- ⑧大きな河川では水位予測等の防災情報共有体制、避難計画が整っている一方で、中小河川の水位観測、避難体制ができていないため、避難勧告等の判断基準となる水位情報の収集や逃げ遅れ等の懸念がある
- ⑨避難勧告等の発令や被災時の減災対策を実施するうえで必要となる上流ダム放流による水位上昇等の把握が困難であり、的確な復旧作業等への支障が懸念される（音更町）
- ⑩雨の降り方が変わってきている現状を踏まえ、利水ダムとの連携も考慮した防災体制の構築が必要（音更町、土幌町、池田町、本別町）
- ⑪夜間の避難勧告発令では、多くの住民が就寝中であるため、情報が十分に届かない懸念がある（帯広市）
- ⑫緊急速報メールを活用して、避難勧告等の周知を図っても、全住民に周知できず、広報車や戸別訪問で対応したが多くの時間を要した（帯広市、新得町、清水町、芽室町）

- ⑬避難勧告等の発令について、夜間であるための躊躇、急な水位上昇による発令タイミングの遅れ、住民に「避難準備情報」が理解されていないとの不安等から発令を行うことができなかつたため、発令基準の整理が必要（帯広市、幕別町、本別町）
- ⑭避難勧告の目安となる水位に到達しなかつたが、村内の堤防で決壊が起つたことから、発令判断の難しさが露呈された（中札内村）
- ⑮川を挟んで左右岸の市町村で同時期に同様な避難勧告等を行い住民に混乱が生じないよう配慮すべきであつたが、他の市町村との情報共有ができなかつた（浦幌町）
- ⑯気象・河川の水位情報の収集、住民への情報提供、関係機関との情報共有が不十分であつたため、システム操作に関する職員の習熟度向上や関係機関連携に関する検討が必要（帯広市、芽室町、中札内村、幕別町）
- ⑰送信機器の能力限界により、水防警報などを関係機関へ伝達できなかつた（十勝総合振興局）

【水防・復旧活動に関する事項】

- ⑱タイムラインの整備にあつては、大河川に比べ洪水頻度の高い中小支川も対象として検討を行う必要がある（豊頃町）
- ⑲洪水時に高い河川水位が長時間継続する下流地域では、内水氾濫による農作物への影響が懸念される（豊頃町）
- ⑳実際の水防活動や専門的な知識を習得する機会が少ないこと、水防団員（消防団員）が減少傾向であることから、水防活動を的確にできないことが懸念される（共通）
- ㉑水防資機材の種類や量について、被災経験が少なく大規模出水に対応した妥当性が判断できないため、不足している懸念がある（共通）
- ㉒被害情報の共有が関係機関の間で不十分（共通）

2) 浸水時の社会的影響に関する課題

- ㉓浸水想定区域内に災害対応を実施する公的機関の庁舎等が点在しているため、浸水を想定した防災対応計画の作成が必要となる
- ㉔災害拠点病院や帯広都市圏の主要な病院が浸水想定区域内に多数存在しているため、当該病院への防災意識向上に向けた啓発活動や洪水時の防災情報提供体制の構築、浸水時の避難行動等の計画作成に向けた支援を行う必要がある
- ㉕浸水想定区域内に変電所、十勝管内市町村からの廃棄物処理する施設、大規模な農畜産物の加工工場、農業協同組合事務所等が点在していることから、各事業者への防災意識向上に向けた啓発活動や事業継続計画作成に向けた支援を行う必要がある
- ㉖JR 根室本線が長期間途絶したことから、鉄道事業者と連携した浸水時における対応計画作成に向けた支援を行う必要がある

3) その他の課題

- ⑳大規模浸水時に早期に排水を行うため、既存の排水施設、排水系統の把握、排水ポンプ車等の受け入れ体制・配置計画、関係機関の連携による排水計画を検討する必要がある
- ㉑無堤地区や計画断面に対して高さや幅が不足している堤防、河道断面が不足している区間があり、氾濫のおそれがあることと、今後は近年の北海道の気象変化を踏まえた河川整備を実施する必要がある。
- ㉒管理している河川延長が長いこと、水門・樋門等の施設数が多いことに加え、巡視等を行う人員の不足、高齢化していることから、出水時の操作・管理、被災状況等の把握を的確に実施することができないおそれがある

7. 減災のための目標

円滑かつ迅速確実な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施するため、各構成員が連携して平成 32 年度までに達成すべき減災目標は、以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

十勝川を含めた管内河川の大規模水害に対し「主体的な避難行動の促進」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模水害・・・・・・・・想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※主体的な避難行動・・・・・・・・流域住民が予め避難経路・避難場所、提供される防災情報を把握し、避難勧告発令等において速やかにとる行動

※社会経済被害の最小化・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態を目指す

【目標達成に向けた3つの取組】

十勝川を含めた管内河川において水災害防止・軽減を目的として、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取組を実施。

(1) 持続可能な地域防災力向上を図るため、平常時からの避難体制を強化する取組

(2) 人的被害をなくすため、主体的な避難行動を促す緊急時の防災情報を共有する取組

(3) 長時間かつ広範囲におよぶ浸水による社会経済被害を軽減する水防・復旧活動の取組

8. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙2参照）

（1）ハード対策の主な取組

堤防整備等が途上であり、洪水により氾濫するおそれがある。また、適切な避難行動や水防活動等に資する基盤整備が不足している。以上を踏まえたハード対策における主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策			
堤防整備 河道掘削 ※北海道緊急治水対策プロジェクト	㉔	～平成32年度	十勝総合振興局 帯広開発建設部
■危機管理型ハード対策			
堤防天端の保護 堤防法尻の補強	㉔	～平成32年度	十勝総合振興局 帯広開発建設部
危機管理型水位計の設置	㉘	～平成32年度 ～平成30年度	十勝総合振興局 帯広開発建設部
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供のシステム構築	㉖㉘	平成28年度から実施	十勝総合振興局 帯広開発建設部 NHK
洪水予報等をプッシュ型で情報発信するためのシステム構築	㉖	平成29年度	帯広開発建設部 NHK
防災行政無線の改良、スピーカーの性能向上、防災ラジオ配付などの防災情報伝達基盤の整備	㉖㉗	平成29年度～	10町村 十勝総合振興局
樋門・樋管等の施設の確実な運用体制を確保するため、自動化を順次整備	㉙	～平成32年度	十勝総合振興局 帯広開発建設部

<u>下流河川の安全に資するための、操作規則の見直し・運用</u>	<u>⑨⑩</u>	<u>平成 29 年度～</u>	<u>電源開発(株)</u>
-----------------------------------	-----------	------------------	----------------

(2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1) 持続可能な地域防災力向上を図るため、平常時からの避難体制を強化する取組

洪水から時間が経過し、水害についての意識の薄れから防災情報や水害リスクについての認識不足が懸念されること、的確な避難体制が求められること等から、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■ 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
想定最大規模も含めた浸水想定区域図、浸水シミュレーション(浸水ナビ)、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	⑦	<u>平成 29 年度から</u> <u>実施</u> 平成 28 年度	<u>十勝総合振興局</u> 帯広開発建設部
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップの作成と周知	⑦	平成 29 年度から 実施	<u>17</u> 市町村 帯広開発建設部
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたまるとまちごとハザードマップの整備と周知	⑦	平成 29 年度から 実施	<u>17</u> 市町村 帯広開発建設部
<u>各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において住民等に周知</u>	<u>①③</u>	<u>平成 29 年度から</u> <u>実施</u>	<u>8</u> 市町 <u>十勝総合振興局</u> <u>帯広開発建設部</u>
避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)について、避難判断基準を盛り込み、住民や水防団等を含めた関係機関と連携した訓練の実施を通じ、精度向上を実施	④⑧⑩	平成 28 年度から 実施	<u>17</u> 市町村 十勝総合振興局 釧路地方气象台 帯広開発建設部 <u>警察</u>
<u>各構成員の出水時等の情報共有体制を確実なものとするため、情報伝達訓練を実施</u>	<u>⑥⑩⑪⑫</u> <u>⑮⑯⑰⑱</u>	<u>平成 30 年度から</u> <u>実施</u>	<u>19</u> 市町村 <u>十勝総合振興局</u> <u>釧路地方气象台</u> <u>帯広開発建設部</u> <u>警察</u>

			<u>自衛隊</u> <u>消防</u> <u>NHK</u> <u>JR</u> <u>北海道電力(株)</u> <u>電源開発(株)</u>
十勝川等の洪水の特徴を踏まえた、啓発資料の作成と防災教育の実施	①③	平成 28 年度から 実施	<u>16</u> 市町村 十勝総合振興局 釧路地方気象台 帯広開発建設部
地域住民と協働した地域防災力向上の取組を推進	②	平成 28 年度から 実施	<u>18</u> 市町村 十勝総合振興局 釧路地方気象台 帯広開発建設部 <u>警察</u> <u>消防</u>
関係機関の職員及び住民を対象とした水防災に関する講習会の開催	①③	平成 28 年度から 実施	<u>18</u> 市町村 <u>十勝総合振興局</u> 釧路地方気象台 帯広開発建設部 <u>消防</u> <u>電源開発(株)</u>
住民の水防災意識再構築のため、広報誌や各機関のホームページを通じ十勝川での洪水の歴史や恐ろしさを周知する広報の充実	①③	平成 28 年度から 実施	<u>16</u> 市町村 釧路地方気象台 帯広開発建設部 <u>警察</u> <u>北海道電力(株)</u> <u>電源開発(株)</u>
利水ダムの状況をリアルタイムで共有及びダムからの様々な放流量でも臨機に対応できるよう洪水予測システムの改良を実施し、関係機関へ周知	⑨	平成 28 年度から 実施	<u>十勝総合振興局</u> 帯広開発建設部 <u>北海道電力(株)</u> <u>電源開発(株)</u>

2) 人的被害をなくすため、主体的な避難行動を促す緊急時の防災情報を共有する取組
防災情報伝達体制の不十分により受け手側の住民が的確な避難行動を起こさない
懸念があること等から、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する事項			
<u>洪水時における河川管理者からの 情報提供（ホットラインの構築）</u>	<u>⑧⑬⑯</u>	<u>平成 28 年度から 実施</u>	<u>十勝総合振興局 帯広開発建設部</u>
越水等の切迫度が首長や住民等に 伝わる洪水予報伝文への改良を行 う	⑬	平成 28 年度	釧路地方气象台 帯広開発建設部
<u>危機管理型水位計による水位情報 の提供</u>	<u>⑧⑬⑭⑯</u>	<u>平成 30 年度から 実施</u>	<u>十勝総合振興局 帯広開発建設部</u>
住民の避難行動を促し、迅速な水 防活動を支援するため、多様な手 法を用いたリアルタイム情報の提 供	⑥	平成 28 年度から 実施	<u>6</u> 市町村 帯広開発建設部 <u>NHK</u>
洪水予報、避難勧告等をプッシュ 型で情報発信	⑥	平成 28 年度から 実施	<u>17</u> 市町村 帯広開発建設部 <u>NHK</u>
市町村水防計画及び避難勧告等の 判断・伝達計画の作成	<u>⑤⑧⑪⑫</u> <u>⑬⑭⑮⑯</u>	平成 28 年度から 実施	<u>19</u> 市町村 十勝総合振興局 釧路地方气象台 帯広開発建設部 <u>警察</u> <u>消防</u>
気象情報発信時の「危険度」や「警 報級の現象」の表示の改善	⑥	平成 29 年度から 実施	釧路地方气象台 <u>電源開発(株)</u>
想定最大規模の洪水に係る浸水想 定区域図に基づいた避難場所・方 法の見直し	<u>②⑧</u>	平成 28 年度から 実施	<u>18</u> 市町村 <u>十勝総合振興局</u> 帯広開発建設部
避難行動要配慮者利用施設におけ る <u>避難確保計画の作成</u> 、避難場所 等の確保・訓練等に関する取組を 促進	②	平成 28 年度から 実施	<u>17</u> 市町村 <u>十勝総合振興局</u> <u>釧路地方气象台</u> 帯広開発建設部 <u>警察</u>

	円滑な避難・氾濫後の復旧のため、道路管理者との連携	⑳㉑㉒㉓㉔	平成 28 年度から実施	<u>18</u> 市町村 十勝総合振興局 帯広開発建設部 警察 消防 電源開発(株)
--	---------------------------	-------	--------------	--

3) 長時間かつ広範囲におよぶ浸水による社会経済被害を軽減する水防・復旧活動の取組

水防団員の不足に加え、水防団等との連携や水防資機材の不足、氾濫が起きた際の迅速な排水作業が行えない等の懸念があるため、社会経済活動の早期復旧に資する取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項			
(新たな重要水防箇所評定基準に基づき)毎年、重要水防箇所の見直しを実施するとともに、水害リスクの高い箇所の共同点検を実施	㉑	引き続き定期的 に実施	<u>18</u> 市町村 十勝総合振興局 帯広開発建設部
迅速な水防活動を支援するため、災害事例等の検証を行い、計画的な水防資機材の充実を図るとともに、各機関で情報を共有し貸し出し等が円滑に実施できるよう検討を実施	㉒	平成 28 年度から 実施	<u>18</u> 市町村 十勝総合振興局 帯広開発建設部 警察 自衛隊 消防
関係機関が連携した水防訓練を継続実施	㉓	引き続き定期的 に実施	<u>19</u> 市町村 十勝総合振興局 帯広開発建設部 警察 自衛隊 消防
水防団、ダム、拠点施設等への連絡体制の再確認と情報伝達訓練の実施	⑥⑨⑩⑫ ⑮⑯⑰⑱ ㉒㉓㉔㉕㉖	引き続き定期的 に実施	<u>19</u> 市町村 十勝総合振興局 帯広開発建設部 警察 自衛隊 消防

			<u>NHK</u> <u>JR</u> <u>北海道電力(株)</u> <u>電源開発(株)</u>
市町村の広報誌やホームページを活用し、水防団員の募集を図るとともに、水防組織の維持・拡充に向けた取組を推進	⑳	平成 28 年度から 実施	<u>18</u> 市町村
自主防災組織の育成	㉑	平成 28 年度から 実施	<u>18</u> 市町村 帯広開発建設部 <u>北海道電力(株)</u>
<u>被害発生時における、関係機関が発信する被害情報等の共有体制の構築と効果的な救助活動の実施</u>	㉒	<u>平成 30 年度から</u> 実施	<u>19</u> 市町村 <u>十勝総合振興局</u> <u>帯広開発建設部</u> 警察 自衛隊 消防
■ 氾濫水の排水、施設運用等に関する取り組み			
訓練を通じ、排水ポンプ車等の災害対応車の出動要請及び自衛隊災害派遣ほか災害出動に係る関係機関との調整方法について確認	⑲	平成 28 年度から 実施	<u>18</u> 市町村 十勝総合振興局 帯広開発建設部 消防
関係機関と連携する場を設け、想定最大規模の洪水を想定した排水計画を作成	⑲⑳	平成 30 年度から 実施	<u>18</u> 市町村 十勝総合振興局 帯広開発建設部
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた災害時拠点施設等の耐水化を促進	㉓	平成 28 年度から 実施	<u>6</u> 町
<u>水門、樋門等の施設運用について、出水時の確実な対応ができるよう体制の強化を推進</u>	㉔	<u>平成 28 年度から</u> 実施	<u>帯広開発建設部</u>

<p>■拠点施設等の自衛水防の推進に関する事項</p>			
<p>浸水想定区域内の拠点施設(病院、要配慮者利用施設、変電所、大規模工場、JR等)に対するリスクの事前説明、適切な情報提供</p>	<p>②④⑤⑥</p>	<p>平成28年度から実施</p>	<p><u>17</u>市町村 帯広開発建設部</p>

9. フォローアップ

各関係機関の取組については、必要に応じて防災業務計画や地域防災計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、協議会を毎年開催し、取組の状況を確認し必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。(本協議会規約第3条第3項)

現状の水害リスク情報、取組状況

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	帯広開発建設部	釧路地方気象台	十勝総合振興局	帯広市	音更町	士幌町	新得町	清水町	芽室町	中札内村	池田町	幕別町	豊頃町	本別町	浦幌町	
洪水時における情報提供等の内容及びタイミング	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告の発令の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を気象台と共同で実施している。 切迫度が伝わる洪水予報文への改良を実施している。 重大災害が発生の恐れがある場合には、帯広開発建設部から市町村長に情報伝達（ホットライン）をしている。 避難勧告に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告の発令の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を、開発建設部と共同で実施している。 切迫度が伝わる洪水予報文への改良を実施している。 気象警報・注意報を発表し、現象ごとに警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、雨量などの予想最大値等を色分けした時系列で提供している。 5日先までの「警戒報の可能性」を提供している。 	<ul style="list-style-type: none"> 水位周知河川について、避難勧告等発令の目安となる水防情報の発表等を実施している。 水位周知河川について、重大災害の発生のおそれがある場合には、十勝建設管理部から市町村長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。 水位周知河川以外の河川では、住民の避難等に必要な水位情報を提供できていないことから、危機管理型水位計設置計画を検討・調整し、順次整備を実施する。 避難勧告に着目した防災行動計画（タイムライン）の作成を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市HPやフェイスブックにより、気象情報や道路冠水などの情報提供を実施している。 避難勧告などの避難情報を緊急速報メールにて提供することとしている。 		<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画に基づいた避難勧告等の発令 			<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告などの避難情報を緊急速報メールにて提供することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 同上マニュアルにより防災無線・車両により広報活動を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の大部分が浸水エリアとなっている事から、早めの避難指示を心掛けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報や避難勧告などの避難情報を防災情報メールにて提供することとしている。 			<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。
水害リスク情報	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図を公表し、市町村長に通知している。 		<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令に着目した河川水位等の情報を関係機関に通知している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図（おひろ防災ガイド）を作成し、市内全戸に配布するとともに、市HPにおいて公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 暮らしと防災ガイドブックを作成し全戸に配布している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成中 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、全戸配布・転入者に配布、ホームページに掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成（更新）し、全戸配布及び転入者に配布、ホームページに掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し全戸配布している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、町内全戸に配布するとともに、町HPにおいて公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、町内全戸に配布するとともに、町HPにおいて公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 町地域防災計画に明記し、HPで公表している。 			
避難場所・避難経路			<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域図を公表し、各流域の市町村長に通知している。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難場所等を記した地図（おひろ防災ガイド）を市内全戸に配布するとともに、市HPにおいて公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災のしおりを全戸配布し、防災マップの中で避難所及び避難場所を周知しているが、避難経路は指定していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成（更新）し、全戸配布及び転入者に配布、ホームページに掲載。 新たな避難場所の確保を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所については、町地域防災計画及び防災ハザードマップにより周知している。またHPでも公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。 		
住民等への情報伝達の体制や方法	<ul style="list-style-type: none"> 河川水位、洪水予報及びライブ映像等の情報をホームページやテレビを通じて伝達している。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象警報・注意報及び洪水予報等の情報をホームページやテレビを通じて伝達している。 	<ul style="list-style-type: none"> 雨量・河川水位・ダム等の情報を「川の防災情報」ホームページを通じて伝達している。 	<ul style="list-style-type: none"> 市HPやフェイスブックにより、気象情報や道路冠水などの情報提供を実施している。また、避難情報を緊急速報メールにて提供することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> Lアラートを利用し広報をするほか、広報車を利用した広報や町内会や自主防災組織を通じ情報を提供している。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録制メールの運用 広報車による住民周知 	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報は、広報車などにより伝達する。 登録制メールを導入している。 	<ul style="list-style-type: none"> Lアラートを利用し広報するほか、防災行政無線、登録制メール・登録制電話・登録制FAXを整備している。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外放送やめむろ安心メール、町HP（FaceBook）なHPを活用して伝達。また、避難情報を緊急速報メールにて提供することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 同上マニュアルにより防災無線・車両により広報活動を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報車による伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 独自メール（登録制の防災情報メール）の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 防災無線及び広報車による伝達 		<ul style="list-style-type: none"> 独自メールの導入している。 	
避難勧告等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> 重大災害が発生の恐れがある場合には、帯広開発建設部から市町村長に情報伝達（ホットライン）をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村が行う避難勧告等の発令基準等の策定や見直しについて、支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村が行う避難勧告等の発令基準等の策定や見直しについて、支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの基準に基づき発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの基準に基づき発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの基準に基づき発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの基準に基づき発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令に関する内容を町地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令に関する内容を町地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令に関する内容を町地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令に関する内容を町地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令に関する内容を町地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。 	
避難誘導体制			<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との情報共有を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、地域防災計画に基づき市職員、消防、警察が連携して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、消防職員、警察、水防団が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、水防団が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、地域防災計画及び職員初動マニュアルに基づき、町職員、消防団員、警察官が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、水防団が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、地域防災計画に基づき、村職員、消防団、及び警察官等が連携して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、地域防災計画に基づき、町、消防署、消防団（水防団）及び警察官等が連携して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、地域防災計画に基づき、町、消防署、水防団及び警察官等が連携して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、町地域防災計画に基づき町職員、警察、消防署、水防団が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、町地域防災計画に基づき町職員、警察、消防署、水防団が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、町地域防災計画に基づき町職員、消防団、警察官が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、町地域防災計画に基づき町職員、消防団、警察官が実施する。 	

現状の水害リスク情報、取組状況

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	上士幌町	鹿追町	更別村	大樹町	広尾町	足寄町	陸別町	北海道警察釧路方面本部・各警察署	陸上自衛隊第5旅団	とちか広域消防局	日本放送協会帯広放送局	北海道旅客鉄道株式会社釧路支社	北海道電力株式会社新得水力センター	電源開発株式会社東日本支店上士幌電力所
洪水時における情報提供等の内容及びタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づいた避難勧告等の発令 ・関係機関からの情報をもとに、早い段階での避難勧告等の発令を行う。 ・災害発生時の職員初動マニュアルを作成し、避難勧告の伝達などを定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づいた避難勧告等の発令 	<ul style="list-style-type: none"> ・村地域防災計画に基づいた避難勧告等の発令 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路冠水等、道路の通行止めなどの情報を防災行政無線で随時周知。同時にホームページを更新。 ・河川水位等により避難情報を発令 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づいた避難勧告等の発令。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関からの情報をもとに、早い段階での避難勧告等の発令を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づいた避難勧告等の発令 	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに防災関係機関と情報共有を図っている。 			<ul style="list-style-type: none"> ・気象台による洪水予報を発表を受けて実施 ・気象警報・注意報の発表により、現象ごとに警戒（注意）すべき地域、期間、などの見込みについて周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川詳細については、インターネット等を活用して現在情報を入手している。 ・緊急な場合は、関係自治体へ状況確認し、情報を入手している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム地点での洪水到達時に自治体等へ放流速報を通知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム操作規程に定められている機関に対して、ダム状況等を連絡している。
水害リスク情報			<ul style="list-style-type: none"> ・今年度に防災マップを作成し、全戸配布を予定している。 			<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、町内全戸に配布するとともに、町HPにおいて公表している。H30更新予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し全戸配布している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の洪水浸水予想区域図等について情報共有を図っている。 						
避難場所・避難経路	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ガイドマップを全戸配布し、避難所及び避難場所を周知しているが、避難経路は指定していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災のしおりを全戸配布し、防災マップの中で避難所及び避難場所を周知しているが、内容も変化しているためH30年度に防災ハザードマップ作成を予定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・村地域防災計画に基づき、防災のしおりを作成、全戸配布し周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所は、地域防災計画及び広報紙で周知している 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所については、町地域防災計画及び防災ハザードマップにより周知している。またHPでも公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。H30更新予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の避難場所・避難経路について情報共有を図っている。 				<ul style="list-style-type: none"> ・緊急な場合は、関係自治体のHPの確認及び直接関係自治体へ状況確認し、情報を入手している。 		
住民等への情報伝達の体制や方法	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報は、広報車などにより伝達する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線及び広報車による伝達・エリアメールやHPでの情報配信。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全戸に設置している防災無線により周知及び市街地においては屋外放送により伝達。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、緊急速報メール、町ホームページにより周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線及び広報車による伝達H30戸別受信機を全戸設置 ・緊急速報メールによる伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線及び広報車による伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・パトカー等による広報を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の発令した避難勧告等に基づき、対象住民へ消防車両等により避難情報の伝達を行なう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象警報・注意報及び洪水予報等の情報については、発表がありしだい、テレビ、ラジオ、ホームページなどを通じてお知らせしている。 			<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月より川の防災情報にダム水位等を掲載している。 	
避難勧告等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁、帯広測候所の注意報・警報及び河川管理者からの洪水予報に基づき、避難勧告等の発令を判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に定める 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の判断伝達マニュアルの基準に基づき発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村が行う避難勧告等の発令について、情報共有と必要な助言をしている。 						
避難誘導体制	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、地域防災計画及び職員初動マニュアルに基づき、町職員、消防員、消防署員、消防団員、警察官が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、消防員、消防署員、警察官が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、消防員、消防署員、警察官が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画で、町職員、消防員、消防団員、警察、自主防災組織が実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、消防員、消防署員、警察官が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、地域防災計画に基づき、町、消防署、消防団（水防団）及び警察官等が連携して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、地域防災計画に基づき、町、消防署、及び警察官等が連携して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村、消防等の防災関係機関と連携し避難誘導を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村地域防災計画・水防計画に基づき、市町村・警察等と連携して実施する。 					

②水防に関する事項

項目	上士幌町	鹿追町	更別村	大樹町	広尾町	足寄町	陸別町	北海道警察釧路方面本部・各警察署	陸上自衛隊第5旅団	とちか広域消防局	日本放送協会帯広放送局	北海道旅客鉄道株式会社釧路支社	北海道電力株式会社新得水力センター	電源開発株式会社東日本支店上士幌電力所
河川巡視	・出水時には河川管理者が河川巡視を実施している。	・出水時並び大雨時には町職員と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	・大雨時村職員が巡視している。	・出水時に、消防、河川管理者により実施	・水防管理者が、巡視責任者を定め、担当水防区域内の河川等を巡視している。	・大雨時には町職員と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	・出水時には河川管理者が河川巡視を実施している。	・平素から水害リスクの高い箇所を把握し、パトロールを実施している。		・気象台、開発局の警報等を基に、出水時危険区域を中心に河川巡視を実施する。			・必要の都度、関係係員による橋梁の巡視及び監視を行っている。	・ダム操作規程に定められた時期及び区間のパトロールを実施している。
水防資機材の配備状況		・水防資機材は備蓄倉庫等に保有している。	・水防資機材は役場倉庫等に保有している。	・車両倉庫又は消防倉庫に備蓄	・水防敷材は、水防倉庫に保管している。	・水防資機材は防災倉庫の他、消防署及び車両センターに保有している。 ・救助活動に使用するボートを防災	・水防資機材は備蓄倉庫等に保有している。	・災害対策資機材を方面本部・各警察署に保有している。	・救助資材を帯広・鹿追駐屯地に保管	・市町村と連携した資機材の配備を図る。			・ダム、発電所の油漏れ事故に備え、オイルフェンスを常備している。	・水防資機材は事務所・各ダム等に保有している。
水防活動の実施体制	・地域防災計画に基づき関係機関と協力し行う。	・地域防災計画に基づき関係機関と協力し行う。	・地域防災計画に基づき関係機関と協力し実施。	・地域防災計画に基づき関係機関と協力し行う	・町の水防活動については、水防計画や地域防災計画において定めている。	・水防計画に基づいた水防活動の実施	・地域防災計画に基づき関係機関と協力し行う。	・関係機関と連携した訓練の実施、参加している。	・救助資材の使用要領の習熟のための定期的な訓練の実施 ・市町村等が実施する水防訓練に参加 (H29釧路川水防演習、H29北海道防災訓練、H27池田水防訓練に参加)	・関係機関主催の講習会への参加により水防技術習得に取り組んでいる。			・ダム、発電所の事故を想定した下流パトロール訓練を実施している。(1回/年)	・各自治体で定めている防災計画等に協力している。
その他		・関係団体や民間企業と防災に関する協定を締結している。	・防災に関する協定を締結している。		・防災に関する協定を締結している。	・関係団体や民間企業と防災に関する協定を締結している。	・防災に関する協定を締結している。	・関係団体や民間企業と防災に関する協定を締結している。						

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	上士幌町	鹿追町	更別村	大樹町	広尾町	足寄町	陸別町	北海道警察釧路方面本部・各警察署	陸上自衛隊第5旅団	とちか広域消防局	日本放送協会帯広放送局	北海道旅客鉄道株式会社釧路支社	北海道電力株式会社新得水力センター	電源開発株式会社東日本支店上士幌電力所
排水施設、排水資機材の操作・運用	・樋門の操作点検を実施している。			・樋門の点検を定期的実施している		・樋門、樋管及び救急排水施設の管理・点検を実施している。 ・排水ポンプは帯広開発建設部に出動を要請する他、建設業協会に手配を依頼する。								
既存ダムにおける洪水調節の現状						・ダム操作情報の通知を受理した際、速やかに関係防災機関へ通知をしている。							・洪水調節を行うダムは無いが、ダム地点での洪水到達時に自治体等へ放流速報を通知。	・糠平ダムでは、平成29年9月より、ダム放流中に台風がある位置に達し、相当の降雨が予想された場合、ダム水位を低下させ、貯水容量を確保し、放流量を低減する操作を実施している。その他のダムは洪水調整の機能はない。

④河川管理施設等の整備に関する事項

項 目	上士幌町	鹿追町	更別村	大樹町	広尾町	足寄町	陸別町	北海道警察釧路方面本部・各警察署	陸上自衛隊第5旅団	とちろ広域消防局	日本放送協会帯広放送局	北海道旅客鉄道株式会社釧路支社	北海道電力株式会社 新得水力センター	電源開発株式会社 東日本支店上士幌電力所
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備状況														
出水状況把握のための整備													・上流ダムの監視カメラの画素数を向上するなど、監視カメラの更新を予定。 (H30年度予定)	

項目、事項、内容	課題の対応	帯広開発建設部		釧路地方気象台		十勝総合振興局		帯広市		音更町		土幌町		新得町		清水町	
		業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期
3. 人的被害をなくすため、主体的な避難行動を促す緊急時の防災情報を共有する取組																	
■情報伝達、避難計画等に関する事項																	
洪水時における河川管理者からの情報提供(ホットラインの構築)	⑧⑬⑯	・毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認	引き続き実施			・沿川市町村等と河川管理者において、ホットラインを構築	平成30年度～										
越水等の切迫度が首長や住民等に伝わる洪水予報伝文への改良を行う	⑬	・洪水予報文の改良を実施	平成28年度	・洪水予報文の改良を実施	平成28年度												
危機管理型水位計による危険箇所における水位情報の提供	⑧⑬⑯	・危険箇所における水位情報をリアルタイムで情報提供	平成30年度～			・洪水時に避難のために河川水位などの現況把握が必要箇所の水位情報をリアルタイムで情報提供	平成30年度～										
住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、多様な手法を用いたリアルタイム情報の提供	⑥	・スマートフォンを活用した情報発信を実施	平成28年度～ 順次実施					・フェイスブックや緊急速報メールを活用した情報提供 ・防災協定を締結している地元FMラジオ局を通じた災害時の情報提供	平成28年度～ 順次実施			・フェイスブックや緊急速報メールを活用した情報提供	引き続き実施				
洪水予報、避難勧告等をプッシュ型で情報発信	⑥	・プッシュ型の洪水予報等の情報発信を実施	平成29年度～ 平成30年度					・避難情報を緊急速報メールにて配信	引き続き実施	・避難情報を緊急速報メールにて配信	引き続き実施	・緊急速報メールを活用した情報提供	引き続き実施	・避難情報を緊急速報メールにて配信するなど、情報発信の充実に向けた取組を進めていく ・登録制メールを活用し洪水予報等の迅速な情報発信を行う	引き続き実施	・登録制メール・登録制電話・登録制FAXを活用し洪水予報等の迅速な情報発信を行う	引き続き実施
市町村水防計画及び避難勧告等の判断・伝達計画の作成	⑤⑧⑩⑫⑬⑭⑮⑯	・各市町村が行う水防計画及び避難勧告等の判断・伝達計画作成や見直しについて、支援を行う	平成28年度～	・作成に必要な情報の提供および策定を支援	平成28年度～	・各市町村が行う水防計画及び避難勧告等の判断・伝達計画作成や見直しについて、支援を行う	平成28年度～	・水防計画について必要な見直しを行う ・災害対策本部の設置・運営マニュアルの作成及び訓練の実施、避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成、避難所運営マニュアルの改訂及び訓練の実施	平成28年度以降	・水防計画について必要な見直しを行う ・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成	平成28年度～ 順次実施	・現行水防計画は平成26年度改定されたものであるが、随時改訂を行う(町外での堤防決壊等を想定した内容に見直し) ・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成	平成29年度～ 順次実施	・水防計画等について、必要があれば見直しを実施していく ・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成 ・河川管理者の有する情報の共有方法を検討する	平成29年度～ 順次実施	・現行水防計画は平成26年度改定されたものであるが、随時改訂を行う(町外での堤防決壊等を想定した内容に見直しにより改訂を行う) ・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成	平成28年度～ 順次実施
気象情報発信時の「危険度」や「警報級の現象」の表示の改善	⑥			・警報等における危険度の色分け表示 ・「警報級の現象になる可能性」の情報提供 ・メッシュ情報の充実化	平成29年度～ 順次実施												
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた避難場所・方法の見直し	②⑧	・各市町村が行う避難場所・方法の見直しについて、支援を行う	平成28年度～			・各市町村が行う避難場所・方法の見直しについて、支援を行う	平成29年度～	・ハザードマップの作成後、必要に応じて見直しを検討	平成29年度～ 順次実施	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図が公表された段階で見直し	平成28年度～ 順次実施	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図が公表された段階で、作成の必要性を検討する	平成29年度～ 順次実施	・緊急避難所の新たな指定など、避難場所の充実を図っていく	平成29年度～ 順次実施	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図を基に見直しを行い、避難場所の充実を図っていく	平成29年度～ 順次実施
避難行動要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難場所等の確保・訓練等に関する取組を促進	②	・各市町村が行う取組について、支援を行う	平成28年度～	・要配慮者利用施設管理者向けの説明会など、要配慮者支援体制の構築への支援	平成28年度～	・各市町村が行う取組について、支援を行う	平成29年度～	・取組を促進する	平成28年度～ 順次実施	・取組を促進する	平成28年度～ 順次実施	・担当課と調整し、要配慮者施設における訓練の実施を検討する	平成28年度～ 順次実施	・取組を促進する	平成28年度～ 順次実施		
円滑な避難・氾濫後の復旧のため、道路管理者との連携	③④⑤⑨	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～ 順次実施			・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～ 順次実施	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～ 順次実施	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～ 順次実施	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～ 順次実施	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～ 順次実施	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～ 順次実施
4. 長時間かつ広範囲におよぶ浸水による社会経済被害を軽減する水防・復旧活動の取組																	
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項																	
(新たな重要水防箇所評定基準に基づき)毎年、重要水防箇所の見直しを実施するとともに、水害リスクの高い箇所の見直しを行う	⑨	・毎年出水期前を基本に重要水防箇所等の共同点検を行う ・整備状況を確認し、毎年重要水防箇所の見直しを行う ・危険箇所の情報提供を行う	引き続き 定期的実施	・共同点検に参加する		・共同点検に参加する	引き続き 定期的実施	・共同点検に参加する	引き続き 定期的実施	・共同点検に参加する	引き続き 定期的実施	・共同点検に参加する	引き続き 定期的実施	・共同点検に参加する	引き続き 定期的実施	・河川管理者との共同点検に参加する	引き続き 定期的実施
迅速な水防活動を支援するため、災害事例等の検証を行い、計画的な水防資機材の充実を図るとともに、各機関で情報を共有し出し等が円滑に実施できるよう検討を実施	⑭	・必要な量・地域を検討し、水防資機材の整備を進める	平成28年度～ 順次実施	・引き続き、水防資機材の確保を図る	平成28年度～ 順次実施	・引き続き水防資機材の確保・充実を図る	平成28年度～ 順次実施	・水防資機材の充実を図る	平成28年度～ 順次実施	・水防資機材の充実を図る	平成28年度～ 順次実施	・水防資機材の充実を図る	平成28年度～ 順次実施	・必要があれば、水防資機材の充実を図る	平成28年度～ 順次実施	・水防資機材の充実を図る	平成28年度～ 順次実施
関係機関が連携した水防訓練を継続実施	⑩	・関係機関と調整し、水防訓練の実施または参加をする	引き続き 定期的実施	・水防訓練に参加する	引き続き 定期的実施	・水防訓練に参加する	引き続き 定期的実施	・水防訓練に参加する	引き続き 定期的実施	・水防訓練に参加する	引き続き 定期的実施	・水防訓練に参加する	引き続き 定期的実施	・水防訓練に参加する	引き続き 定期的実施	・水防訓練に参加する	引き続き 定期的実施
水防団、ダム、拠点施設等への連絡体制の再確認と情報伝達訓練の実施	⑥⑨⑩⑫⑬⑭⑮⑯⑳㉑㉒㉓㉔㉕	・関係機関と調整し、情報伝達訓練の実施または参加をする	引き続き 定期的実施			・河川被害等の情報共有の方法について検討を行う ・情報伝達訓練に参加する	平成28年度～ 順次実施	・情報伝達訓練に参加する	平成28年度～ 順次実施	・連絡体制の構築、それに基づき伝達訓練を実施	平成28年度～ 順次実施	・連絡体制の構築、それに基づき伝達訓練を実施	平成28年度～ 順次実施	・連絡体制の構築、それに基づき伝達訓練を実施	平成28年度～ 順次実施	・連絡体制の構築と整備を行う	平成28年度～ 順次実施
市町村の広報誌やホームページを活用し、水防団員の募集を図るとともに、水防組織の維持・拡充に向けた取組を推進	⑩					・消防団(水防団)への加入について、ポスター等による広報を行う	平成28年度～ 順次実施	・HPや広報誌での募集を検討する	平成28年度～ 順次実施	・消防団(水防団)への加入について、HP等を用いて広報を行う	平成28年度～ 順次実施	・水害発生時に出動する機能別消防団の拡充に向け、広報していく	平成28年度～ 順次実施	・市内の事業所の協力を得ながら団員の確保に努める	平成28年度～ 順次実施	・市内の事業所の協力を得ながら団員の確保に努める	平成28年度～ 順次実施
自主防災組織の育成	②	・出前講座等を実施し、自主防災組織育成に向けた支援を実施	平成28年度～ 順次実施			・防災講座等を実施し、自主防災組織育成に向けた支援を実施する	平成28年度～ 順次実施	・育成のための方策を検討する	平成28年度～ 順次実施	・育成のための方策を検討する	平成28年度～ 順次実施	・自主防災組織の設立に向けた財政的支援等を実施	平成28年度～ 順次実施	・洪水に対する基礎知識の普及とそれに対する備えの必要性を啓蒙し、自主防災組織の育成を図る	平成28年度～ 順次実施	・洪水に対する基礎知識の普及とそれに対する備えの必要性を啓蒙し、自主防災組織の育成を図る	平成28年度～ 順次実施
被害発生時における、関係機関が発信する被害情報等の共有体制の構築と効果的な救助活動の実施	⑫	・被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～			・被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	・被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	・被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	・被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	・被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	・被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～
■氾濫水の排水、施設運用等に関する取組																	
訓練を通じ、排水ポンプ車等の災害時の出動要請及び自衛隊災害派遣ほか災害出動に係る関係機関との調整方法について確認	⑬	・水防連絡協議会等を活用し、毎年体制を確認する ・災害対策用機械の操作訓練を継続的に実施	平成28年度～ 順次実施			・市町村からの要請に応じ、自衛隊災害派遣要請等他の機関の災害派遣に係る活動内容及び場所等の調整	平成28年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～ 順次実施
関係機関と連携する場を設け、想定最大規模の洪水を想定した排水計画を作成	⑬⑰	・関係機関と共同して排水計画の作成	平成30年度～ 順次実施			・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～ 順次実施
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた災害時拠点施設等の耐水化を促進	⑫																
水門、樋門等の施設運用について、出水時の確実な対応ができるよう体制の強化を推進	⑫	・施設の点検整備体制の強化 ・内外水位リアルタイム状況を共有できるシステムの構築	平成28年度～														
■拠点施設等の自衛水防の推進に関する事項																	
浸水想定区域内の拠点施設(病院、要配慮者利用施設、変電所、大規模工場、JRC等)に対するリスクの事前説明、適切な情報提供	⑫⑳㉑	・各施設等へリスク説明、情報提供体制の構築を行う	平成28年度～			・ハザードマップ作成の後、必要に応じて情報提供する	平成29年度～ 順次実施	・拠点施設を選定の上、伝達する	平成28年度～ 順次実施	・拠点施設を選定の上、伝達する	平成28年度～ 順次実施	・拠点施設を選定の上、伝達する	平成28年度～ 順次実施	・拠点施設を選定の上、伝達する	平成29年度～ 順次実施	・拠点施設を選定の上、伝達する	平成28年度～ 順次実施

項目、事項、内容	課題の対応	芽室町		中札内村		池田町		幕別町		豊頃町		本別町		浦幌町	
		業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期
3. 人的被害をなくすため、主体的な避難行動を促す緊急時の防災情報を共有する取組															
■情報伝達、避難計画等に関する事項															
洪水時における河川管理者からの情報提供(ホットラインの構築)	⑧⑬⑭														
越水等の切迫度が首長や住民等に伝わる洪水予報伝文への改良を行う	⑬														
危機管理型水位計による危険箇所における水位情報の提供	⑧⑬⑭⑯														
住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、多様な手法を用いたリアルタイム情報の提供	⑥	・Facebookや緊急速報メールを活用した情報提供	引き続き実施	・防犯等のメール登録者を増やす取組継続	引き続き実施			・防災情報メールを活用した情報提供 ・実効性のある情報伝達手法の検討	平成28年度～ 順次実施						
洪水予報、避難勧告等をプッシュ型で情報発信	⑥	・避難情報を緊急速報メールにて配信	引き続き実施	・避難勧告をアラーム、エリアメールで配信	平成28年度～ 順次実施	・「Yahoo!防災速報」等のスマホアプリの導入を呼びかける	平成28年度～	・避難情報防災情報メールを活用して配信	引き続き実施	・プッシュ型の洪水予報等の情報発信を行うっていく	平成29年度～	・避難情報を緊急速報メールにて配信	引き続き実施	・避難情報を緊急速報メールにて配信	引き続き実施
市町村水防計画及び避難勧告等の判断・伝達計画の作成	⑤⑧⑩⑫⑬⑭⑮⑯	・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成 ・災害時における河川の情報の共有方法等について、協議・調整する。 ・避難所運営マニュアルを策定する	平成28年度～ 順次実施	・札内川ダムの放流量を踏まえた、地域防災計画や防災マニュアル(職員用)の見直し、避難勧告判断・伝達計画(水害編)の作成 ・防災訓練等の実施	平成28年度～ 順次実施	・現行水防計画は古い計画のため、改訂を行う ・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成 ・避難所運営マニュアルの整備及び防災訓練の実施	平成28年度～ 順次実施	・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成 ・災害対応マニュアルの早期見直し及び本部運営訓練等を実施 ・河川管理者の有する情報の共有方法を検討する	平成28年度～ 順次実施	・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成	平成28年度～ 順次実施	・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成	平成28年度	・現行水防計画は古い計画のため、改訂を行う ・避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の見直し	平成28年度～ 順次実施
気象情報発信時の「危険度」や「警戒級の現象」の表示の改善	⑥														
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた避難場所・方法の見直し	②⑧	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図が公表された段階で見直し	平成28年度～ 順次実施	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図を基に洪水ハザードマップを作成し、一部見直しを検討	平成29年度	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づき見直しを行う	平成28年度～ 平成30年度	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図が公表された段階で見直し	平成28年度～ 順次実施	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図により避難所・避難路等のハザードマップの作成・見直しを実施する	平成28年度～ 順次実施	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図が公表された段階で見直し	平成28年度～ 順次実施	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図が公表された段階で見直し	平成28年度～ 順次実施
避難行動要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難場所等の確保・訓練等に関する取組を促進	②	・取組を促進する	平成28年度～ 順次実施	・対象施設の取組促進	平成28年度～ 順次実施	・取組を促進する	平成28年度～ 順次実施	・取組を促進する	平成28年度～ 順次実施	・担当課と調整し、要配慮者施設における訓練の実施を検討する	平成29年度～ 検討	・取組を促進する	平成28年度～ 順次実施	・取組を促進する	平成28年度～ 順次実施
円滑な避難・氾濫後の復旧のため、道路管理者との連携	③④⑤⑥	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～ 順次実施	・道路管理者との連携強化	平成28年度～ 順次実施	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～ 順次実施	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～ 順次実施	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～ 順次実施	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～ 順次実施	・通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成28年度～ 順次実施
4. 長時間かつ広範囲におよぶ浸水による社会経済被害を軽減する水防・復旧活動の取組															
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項															
(新たな重要水防箇所評価基準に基づき)毎年、重要水防箇所の見直しを実施するとともに、水害リスクの高い箇所の共同点検を実施	⑨	・共同点検に参加する	引き続き 定期的に実施	・共同点検に参加する	引き続き 定期的に実施	・共同点検に参加する	引き続き 定期的に実施	・共同点検に参加する	引き続き 定期的に実施	・共同点検に参加する	引き続き 定期的に実施	・共同点検に参加する	引き続き 定期的に実施	・共同点検に参加する	引き続き 定期的に実施
迅速な水防活動を支援するため、災害事例等の検証を行い、計画的な水防資機材の充実を図るとともに、各機関で情報を共有し貸し出し等が円滑に実施できるよう検討を実施	⑩	・水防資機材の充実を図る	平成28年度～ 順次実施	・水防資機材の充実を図る	平成28年度～ 順次実施	・水防資機材の充実を図る	平成28年度～ 順次実施	・水防資機材の充実を図る	平成28年度～ 順次実施	・水防団・河川管理者と協議しながら適切な資機材の充実を図る	引き続き 定期的に実施	・水防資機材の充実を図る	平成28年度～ 順次実施	・水防資機材の充実を図る	平成28年度～ 順次実施
関係機関が連携した水防訓練を継続実施	⑫	・水防訓練に参加する	引き続き 定期的に実施	・水防訓練に参加する	引き続き 定期的に実施	・水防訓練に参加する	引き続き 定期的に実施	・水防訓練に参加する	引き続き 定期的に実施	・関係機関が行う水防訓練に参加する	引き続き 定期的に実施	・水防訓練に参加する	引き続き 定期的に実施	・水防訓練に参加する	引き続き 定期的に実施
水防団、ダム、拠点施設等への連絡体制の再確認と情報伝達訓練の実施	⑥⑨⑩⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕	・連絡体制の構築、それに基づき伝達訓練を実施	平成28年度～ 順次実施	・連絡体制の構築、それに基づき伝達訓練を実施	平成28年度～ 順次実施	・連絡体制の構築、それに基づき伝達訓練を実施	平成28年度～ 順次実施	・連絡体制の構築、それに基づき伝達訓練を実施	平成28年度～ 順次実施	・連絡体制を確保し、毎年情報伝達網の確認を行う	平成28年度～ 順次実施	・連絡体制の構築、それに基づき伝達訓練を実施	平成28年度～ 順次実施	・連絡体制の構築、それに基づき伝達訓練を実施	平成28年度～ 順次実施
市町村の広報誌やホームページを活用し、水防団員の募集を図るとともに、水防組織の維持・拡充に向けた取組を推進	⑳	・拡充を検討する	平成28年度～ 順次実施	・消防団員の拡充推進	平成28年度～ 順次実施	・消防団(水防団)への加入について、HP等を用いて広報を行う	平成28年度～ 順次実施	・町HPや広報紙での募集を行うなど、組織の維持・拡充に向けた取組を検討する	平成28年度～ 順次実施	・町HP及び広報誌での募集を検討する	平成29年度～ 順次実施	・広報紙等で加入拡充を図る	平成30年度～ 順次実施	・拡充を検討する	平成28年度～ 順次実施
自主防災組織の育成	②	・育成のための方策を検討する	平成28年度～ 順次実施	・自主防災組織の組織化拡大	平成28年度～ 順次実施	・自治会等の会議において組織設立に向けた支援内容の説明を行う	平成28年度～ 順次実施	・自主防災組織の設立及び育成のための方策を検討する	平成28年度～ 順次実施	・自主防災組織の育成・強化を図る	平成28年度～ 順次実施	・育成のための方策を検討する	平成28年度～ 順次実施	・育成のための方策を検討する	平成28年度～ 順次実施
被害発生時における、関係機関が発信する被害情報等の共有体制の構築と効果的な救助活動の実施	㉔	・被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	・被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	・被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	・被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	・被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	・被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	・被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～
■氾濫水の排水、施設運用等に関する取組															
訓練を通じ、排水ポンプ車等の災害時の出動要請及び自衛隊災害派遣ほか災害活動に係る関係機関との調整方法について確認	⑬	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～ 順次実施	・関係機関との連絡体制の確認	平成28年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、体制を確認する	平成28年度～ 順次実施
関係機関と連携する場を設け、想定最大規模の洪水を想定した排水計画を作成	⑬⑲	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～ 順次実施	・関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～ 順次実施
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた災害時拠点施設等の耐水化を促進	㉔					・施設耐水化の促進を検討する	平成28年度～ 順次実施	・施設耐水化を検討する	平成28年度～ 順次実施	・施設耐水化を検討する	平成29年度～ 順次実施	・施設耐水化を検討する	平成30年度～ 順次実施	・施設耐水化の促進を検討する	平成28年度～ 順次実施
水門、樋門等の施設運用について、出水時の確実な対応ができるよう体制の強化を推進	㉔														
■拠点施設等の自衛水防の推進に関する事項															
浸水想定区域内の拠点施設(病院、要配慮者利用施設、変電所、大規模工場、JR等)に対するリスクの事前説明、適切な情報提供	㉔㉕㉖	・拠点施設を選定の上、伝達する	平成28年度～ 順次実施	・自衛水防組織化推進 ・避難訓練の実施	平成28年度～ 順次実施	・拠点施設を選定の上、伝達する	平成28年度～ 順次実施	・拠点施設を選定の上、伝達する	平成28年度～ 順次実施	・拠点施設を選定の上、伝達する	平成29年度～ 順次実施	・拠点施設を選定の上、伝達する	平成30年度～ 順次実施	・拠点施設を選定の上、伝達する	平成28年度～ 順次実施

項目、事項、内容	課題の 対応	上土幌町		鹿追町		更別村		大樹町		広尾町		足寄町		陸別町	
		業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期
3. 人的被害をなくすため、主体的な避難行動を促す緊急時の防災情報を共有する取組															
■情報伝達、避難計画等に関する事項															
洪水時における河川管理者からの情報提供(ホットラインの構築)	⑧⑬⑭														
越水等の切迫度が首長や住民等に伝わる洪水予報伝文への改良を行う	⑬														
危機管理型水位計による危険箇所における水位情報の提供	⑧⑬⑭⑮														
住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供	⑥												防災情報メールを活用した情報提供 実効性のある情報伝達手法の検討	平成29年度～ 順次実施	
洪水予報、避難勧告等をプッシュ型で情報発信	⑥	緊急速報メールを活用した情報提供。	引き続き実施	避難情報を緊急速報メールにて配信	引き続き実施	避難情報を緊急速報メールにて配信	引き続き実施	避難情報をアラート、緊急速報メールにて配信	継続実施				防災情報メールを活用した情報提供	平成29年度～ 順次実施	
市町村水防計画及び避難勧告等の判断・伝達計画の作成	⑤⑧⑪⑫⑬⑭⑮⑯	水防計画等については、必要があれば見直しを実施していく。 避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成	平成30年度～ 順次実施	水防計画が古く、更新されていない為、見直し等を検討	平成30年度～ 順次実施	村地域防災計画や防災マニュアル(職員用)の作成、見直し	平成29年度～ 順次実施	水防計画の見直しを行う。	平成30年度～	水防計画等については、必要があれば見直しを実施していく。	平成30年度～ 順次実施	避難勧告等の判断・伝達計画(水害編)の作成 災害対応マニュアルの早期見直し及び本部運営訓練等を実施 河川管理者の有する情報の共有方法等を検討する	平成30年度	水防計画について、必要があれば見直しを実施していく	平成30年度～ 順次実施
気象情報発信時の「危険度」や「警戒級の現象」の表示の改善	⑥														
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた避難場所・方法の見直し	②⑧	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図が公表された段階で、作成の必要性を検討する。	平成30年度～ 順次実施	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図が公表された段階で、作成の必要性を検討する。	平成30年度～ 順次実施	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図が公表された段階で、作成の必要性を検討する。	平成29年度～ 順次実施	浸水想定区域が示された場合に検討する	平成30年度～			想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図が公表された段階で見直し	平成30年度～ 順次実施	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図が公表された段階で見直し	平成30年度～ 順次実施
避難行動要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難場所等の確保・訓練等に関する取組を促進	②	担当課と調整し、要配慮者施設における訓練の実施を検討する。	平成30年度～ 順次実施	取組を促進する	平成30年度～ 順次実施	担当課と調整し、要配慮者施設における訓練の実施を検討する	平成29年度～ 順次実施	取組を促進する	平成30年度～			取組を促進する	平成29年度～ 順次実施	取組を促進する。	平成30年度～ 順次実施
円滑な避難・氾濫後の復旧のため、道路管理者との連携	②③④⑤⑥	通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る。	平成30年度～ 順次実施	通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成30年度～ 順次実施	通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成29年度～ 順次実施	通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	継続実施			通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る	平成29年度～ 順次実施	通行止め情報等の入手のため道路管理者と連携を図る。	平成30年度～ 順次実施
4. 長時間かつ広範囲におよぶ浸水による社会経済被害を軽減する水防・復旧活動の取組															
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項															
(新たな重要水防箇所評価基準に基づき)毎年、重要水防箇所の見直しを実施するとともに、水害リスクの高い箇所の共同点検を実施	⑨	共同点検に参加する。	引き続き定期的に実施	共同点検に参加する	平成30年度～ 順次実施	共同点検に参加する	引き続き定期的に実施	共同点検に参加する	平成30年度～			共同点検に参加する	平成30年度～ 順次実施	共同点検に参加する	平成30年度～ 順次実施
迅速な水防活動を支援するため、災害事例等の検証を行い、計画的な水防資機材の充実を図るとともに、各機関で情報を共有し貸し出し等が円滑に実施できるよう検討を実施	⑩	水防資機材の充実を図る。	平成30年度～ 順次実施	消防署・消防団(水防団)・河川管理者と協議しながら適切に資機材の充実を図る	平成30年度～ 順次実施	水防資機材の充実を図る	平成29年度～ 順次実施	水防資機材の充実を図る	平成30年度～			水防資機材の充実を図る	平成29年度～ 順次実施	水防資機材の充実を共同点検に参加する	平成30年度～ 順次実施
関係機関が連携した水防訓練を継続実施	⑫	水防訓練に参加する。	引き続き定期的に実施	水防訓練に参加する	平成30年度～ 順次実施	水防訓練に参加する	引き続き定期的に実施	水防訓練に参加する	平成30年度～	水防訓練に参加する	平成30年度～	水防訓練に参加する	平成30年度～ 順次実施	水防訓練に参加する	平成30年度～ 順次実施
水防団、ダム、拠点施設等への連絡体制の再確認と情報伝達訓練の実施	⑥⑨⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕	連絡体制の構築、それに基づき伝達訓練を実施	平成30年度～ 順次実施	連絡体制の構築と整備を行う	平成30年度～ 順次実施	連絡体制の構築、それに基づき伝達訓練を実施	平成29年度～ 順次実施	連絡体制の構築、それに基づき伝達訓練を実施	平成30年度～ 順次実施	連絡体制の構築、それに基づき伝達訓練を実施	平成30年度～ 順次実施	連絡体制の構築、それに基づき伝達訓練を実施	平成30年度～ 順次実施	連絡体制の構築、それに基づき伝達訓練を実施する	平成30年度～ 順次実施
市町村の広報誌やホームページを活用し、水防団員の募集を図るとともに、水防組織の維持・拡充に向けた取組を推進	⑭	条例の規定に基づき、消防団(水防団)への加入について、HPや広報誌で募集を図る。	平成30年度～ 順次実施	消防団(水防団)への加入について、広報誌を用いて募集を行う	平成30年度～ 順次実施	消防団(水防団)への加入について、HP等を用いて広報を行う	平成29年度～ 順次実施	広報誌等で加入拡充を図る	平成30年度～			拡充を検討する	平成29年度～ 順次実施	消防団員の拡充推進	平成30年度～ 順次実施
自主防災組織の育成	⑫	出前講座等により自主防災組織の設立、育成に向けた支援を実施。	平成30年度～ 順次実施	自主防災組織の育成・強化を図る	平成30年度～ 順次実施	育成のための方策を検討する	平成29年度～ 順次実施	育成のための方策を検討する	平成30年度～			自主防災組織の設立及び育成のための方策を検討する	平成29年度～ 順次実施	育成のための方策を検討する	平成30年度～ 順次実施
被害発生時における、関係機関が発信する被害情報等の共有体制の構築と効果的な救助活動の実施	⑳	被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～	被災情報等の連絡体制の構築と情報共有を実施	平成30年度～
■氾濫水の排水、施設運用等に関する取組															
訓練を通じ、排水ポンプ車等の災害時の出動要請及び自衛隊災害派遣ほか災害出動に係る関係機関との調整方法について確認	⑱	関係機関と共同して、体制を確認する。	平成30年度～ 順次実施	関係機関と共同して、体制を確認する	平成30年度～ 順次実施	関係機関と共同して、体制を確認する	平成29年度～ 順次実施	関係機関と共同して体制を確認する	平成30年度～			関係機関と共同して、体制を確認する	平成30年度～ 順次実施	関係機関と共同して、体制を確認	平成30年度～ 順次実施
関係機関と連携する場を設け、想定最大規模の洪水を想定した排水計画を作成	⑱⑲	関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～ 順次実施	関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～ 順次実施	関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～ 順次実施	関係機関と共同して排水計画を作成	平成30年度～			関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～ 順次実施	関係機関と共同して、排水計画を作成	平成30年度～ 順次実施
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた災害時拠点施設等の耐水化を促進	⑳												施設耐水化を検討する	平成30年度～ 順次実施	
水文、樋門等の施設運用について、出水時の確実な対応ができるよう体制の強化を促進	㉑														
■拠点施設等の自衛水防の推進に関する事項															
浸水想定区域内の拠点施設(病院、要配慮者利用施設、変電所、大規模工場、JR等)に対するリスクの事前説明、適切な情報提供	㉑㉒㉓	拠点施設を選定の上、伝達する。	平成30年度～ 順次実施	拠点施設を選定の上、伝達する	平成30年度～ 順次実施	拠点施設を選定の上、必要に応じて情報提供する	平成29年度～ 順次実施					拠点施設を選定の上、伝達する	平成30年度～ 順次実施	拠点施設を選定の上、伝達する	平成30年度～ 順次実施

